	医療区	分∙A	DLI	区分	等は	に係ん	る評	価票	夏(療	養绸	 病棟.	入院	基	本料	.)											
年 月分 氏 名 1男 2女 1明 2大 3昭 4平 5令 . 生			一一他介介特別の護護別	(入棟(急病棟(急))) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表)	(自院原性) 院保健院保健人	記以外記の急 医療を 施設 ホーノ	の急性期を担う保	性期织 病棟/	病院か からの	転棋	į)			他介言	股の養養別 斜病病医 老養老	東(急 東(急 東院 人 養 人 養 人	性期 性期	病病 医療 設 ーム	すへの	り転り	完∙転		関の	一般	病棟 場	以外)
【留意事項】 療養病棟に入院する患者については、別添6の別紙8の「医療区2	か・ADL区分	分等に	自宅 係る	: 評価票	[評	価の	手引き	き」を月	用いて	毎日	評価	を行し		死τ	<u>-</u>	像に	応じ [.]	て、言	亥当了	するロ	区分(=r0	」を記	己入す	ること	。その
際、該当する全ての項目に記載すること。 また、頻度が定められ I 算定期間に限りがある区分										≣				E				. 1					ı.			≣
 処置等に係る医療区分3 1 24時間持続しての点滴 中心静脈栄養(広汎性腹膜炎,腸閉塞,難治性嘔吐,難治性下痢,活動性の消化管 出血,炎症性腸疾患.短腸症候群,消化管瘻若しくは急性膵炎を有する患者以外を対象として、中心静脈栄養を開始した日から30日以内に実施するものに限る。) 	期間 7 30		2	3 4	5	6 	7 	8 9	10]		12 1	3 14	15	16 	17	18	19 2		21 2	2 23	3 24	25	26	27 2	8 29	30 31
疾患・状態に係る医療区分2 3 消化管等の体内からの出血が反復継続している状態	期間 7	1	2	3 4	5	6 	7 	8 9	10	11	12 1	3 14	15	16	17	18	19 2	0 2	21 2	2 23	3 24	25	26	27 2	8 29	30 31
処置等に係る医療区分2 4 尿路感染症に対する治療	期間 14	1 	2	3 4	5	6		8 9	10	11	12 1	3 14	15	16	17	18	19 2	0 2 7 [21 2	2 23	3 24	25	26	27 2	8 29	30 31
5 傷病等によりリハビリテーション	30																			Ţ	Ë					
6 81、かつ、83の場合 7 82、かつ、83の場合	3																									
8 せん妄に対する治療9 84、かつ、82又は83の場合	7																									
10 頻回の血糖検査	3																									
I 算定期間に限りがない区分 疾患・状態に係る医療区分3	☆		_ • • •			. 	I		. 4 8		4 4 8	• •	- 													• • •
11 スモン																										
12 注1 ^{を参照} 13 86に該当、かつ、1~38(12を除く。)に1項目以上該当する場合	L	」 ┌┐	2	3 4	5	6	7	8 9	10	11	12 1	3 14	15	16	17	18	19 2	0 2	21 2	2 23	3 24	25	26	27 2	8 29	30 31
処置等に係る医療区分3	期間	1	 2 	3 4	5 1	6 1	—	8 9	10 	11	12 1	3 14	 15	16	17	18	— ∟ 19 2	→ ∟ 0 2 ¬ г	□	→ — 2 23	3 24	25	26	27 2	8 29	30 31
14 中心静脈栄養(広汎性腹膜炎、腸閉塞、難治性嘔吐、難治性下痢、活動性の消化管症性腸疾患、短腸症候群、消化管瘻若しくは急性膵炎を有する患者を対象とする場合	当 <u></u>] <u> </u>]]]			L] <u> </u> -					
16 ドレーン法又は胸腔若しくは腹腔の洗浄																										
17 85、かつ、83の場合 																										
19 感染症の治療の必要性から隔離室での管理																										
疾患・状態に係る医療区分2 20 筋ジストロフィー	<u>^</u>	7 7																								
21 多発性硬化症																										
22 筋萎縮性側索硬化症 7/ ニキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重がステージ3以上であって生活機能験害度が耳度又は耳度の状態に限る。))	症度分類]																								
23 がステージ3以上であって生活機能障害度がII 度又はII 度の状態に限る。)) 24 その他の指定難病等 (10及び19~22までを除く。)																										
25 脊髄損傷(頸椎損傷を原因とする麻痺が四肢すべてに認められる場合に 26 慢性閉塞性肺疾患(ヒュー・ジョーンズの分類がV度の状態に該当する場合に限る。] 																								
27 注2を参照																										
28 基本診療料の施設基準等の別表第五の三の三の患者] ,	2	3 4	- 5 - 1 - 1 - 1	6	-7	8 <u>9</u>	10	11	_121	3 14	15	16	17	18	19 2	0 2	21, 2	2 23	3 24	25	26	27 2	8 <u>29</u>	30 31
29 悪性腫瘍(医療用麻薬等の薬剤投与による疼痛コントロールが必要な場合に 30 他者に対する暴行が毎日認められる場合	.限る。)															L [
 処置等に係る医療区分2 中心静脈栄養(広汎性腹膜炎,腸閉塞,難治性嘔吐,難治性下痢,活動性の消化管出血腸疾患,短腸症候群,消化管瘻若しくは急性膵炎を有する患者以外を対象として、中心養を開始した日から30日を超えて実施するものに限る。) 	☆ 炎症性 静脈栄]				
32 人工腎臓、持続緩徐式血液濾過、腹膜灌流又は血漿交換療法	<u></u>]	2	3 4	5	6	_7	<u>8 </u>	10	11	12 1	3 14	15	16	17	18	19 2	0 2	21, 2	2 ₁₁ 23	3 24	25	26	27 2	<u>8 29</u>	30 31
33 肺炎に対する治療 構瘡に対する治療(皮膚層の部分的喪失が認められる場合又は褥瘡が2ヵ所以上に れる場合に限る。)	認めら																									
35 末梢循環障害による下肢末端の開放創に対する治療																										
36 うつ症状に対する治療 37 1日8回以上の喀痰吸引																					<u> </u>]]]				
38 気管切開又は気管内挿管(発熱を伴う状態を除く。)																										
39 創傷(手術創や感染創を含む。)、皮膚潰瘍又は下腿若しくは足部の蜂巣炎、膿等のに対する治療 40 酸素療法(17を除く。)	感染症																									
41 86に該当、かつ、1~38(12を除く。)に該当しない場合																										
疾患・状態に係る医療区分3(スモンを除く)の該当 疾患・状態に係る医療区分3(スモン)の該当	<u> </u>	1]	2	3 4	5	6	7	8 9	10	11	12 1	3 14	15	16	17	18	19 2	0 2	21 2	2 23	3 24	25	26	27 2	8 29	30 31
処置等に係る医療区分3の該当 疾患・状態に係る医療区分2の該当	—																									
処置等に係る医療区分2の該当	有無																									
上記いずれにも該当しない場合(医療区 	分1) 			<u> </u>								<u> </u>				<u> </u> 				<u> </u>	<u>][_</u>][<u> </u>	
82 頻回の嘔吐に対する治療																										
83 発熱がある状態 84 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養																										
84 程算自官や自復等の程勝未後 85 気管切開又は気管内挿管								╬								L		⊒				л 				

86 医師及び看護職員により、常時、監視及び管理を実施している状態

87 中心静脈カテーテル関連血流感染症に対しての治療

91 身体的拘束を実施している

II ADL区分評価

【留意事項】	月初め(月の	途中からん	人院又は転桐	東してきた	た場合には	ま、入	院又	は転	棟時)	こ、必	がずれ	各項目に	評価	点(C	~6)を訂	己入す	ること	とし、そ	·の後A[OLが	変化した	_場合	は該	当日	に
評価点を記入	しすること。 なる	5、該当日	以降に各区	分のAD	Lの変化が	がなけ	けれは	記え	人しなく	ても良	しい。	0													
						1 2	2	1	5 6	7	Q	o # 1	# #	#	# # #	+ ++	# #	+ # 1 +	# # +	# #	# #	#	# #	#	+

	1	2	3	4	_ 5	6	7	7 8	9	#	_ #	#7	#	# :	##	‡	#	#	#	#	#	#	#	_ #	_#	_#	_ #	_ #	#	#	#	. 7
a ベッド上の可動性																																
b 移乗																																
c																																
d トイレの使用											\mathbb{I}																					
ADL得点(合計得点0~24)						1						$\exists \lceil$				٦ſ																

患者の状態像評価

【留意事項】月初め(月の途中から入院した場合には、入院時)に、必ずⅠ~Ⅲの評価結果に基づき、該当する区分に「〇」を記入することとし、その後状態等が変化し、該当しなくなった場合には「×」を記入すること。なお、該当日以降に状態等の変化がなければ記入しなくても良い。

疾患・状態に係る医療区分の評価 処置等に係る医療区分の評価 ΔDI区分の評価

	疾患·状態 ▼	に係る医療区分の評価	処置等に ▼	係る医療区分の評価	ADL区:	分の評価	1	2	3	4	5	6	7	8 9	9 #	į #	‡ #	: #	#	#	. #	#	#	#	#	#	# ;	# #	: #	. #	#	#	#	# !	#
1	 医療区	医療区分3の該当項 目数が1以上(スモン	医療区	医療区分3の該当項	ADL	ADL得点	$\dot{\Box}$	<u>-</u>	Ť	Ė	Ť	$\overline{\Box}$	ÓГ	Ť	<u> </u>	īË	<u> </u>	ــــــــــــــــــــــــــــــــــــ	<u> </u>	$\overline{\Box}$		<u> </u>	$\overline{\Box}$	<u> </u>	<u> </u>	<u></u>	<u> </u>		<u> </u>	1 <u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u></u>	Ξī	$\ddot{\lnot}$
<u> </u>	分3	日数が「以上(スモン 除く) 医療区分3の該当項	分3	目数が1以上	区分3	23~24				<u> </u>	<u> </u>						<u> </u>	<u> </u>		Щ		Щ	<u> </u>			<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>			<u> </u>		ᆜ┖	ᆜ
2	医療区 分3	目数が1以上(スモン除く)	医療区 分3	医療区分3の該当項 目数が1以上	ADL 区分2	ADL得点 11~22																								<u> </u>				_	
3	医療区 分3	医療区分3の該当項 目数が1以上(スモン 除く)	医療区 分3	医療区分3の該当項 目数が1以上	ADL 区分1	ADL得点 0~10																												\prod	
4	医療区 分3	医療区分3の該当項 目数が1以上(スモン 除く)	医療区 分2	医療区分3の該当項目数が 0で医療区分2の該当項目 数が1以上	ADL 区分3	ADL得点 23~24																													
5	医療区 分3	医療区分3の該当項 目数が1以上(スモン 除く)	医療区 分2	医療区分3の該当項目数が 0で医療区分2の該当項目 数が1以上	ADL 区分2	ADL得点 11~22										JC																			
6	医療区 分3	医療区分3の該当項 目数が1以上(スモン 除く)	医療区 分2	医療区分3の該当項目数が Oで医療区分2の該当項目 数が1以上	ADL 区分1	ADL得点 O~10																													
7	医療区 分3	医療区分3の該当項 目数が1以上(スモン 除く)	医療区 分1	医療区分評価3・2い ずれの該当項目数も 0	ADL 区分3	ADL得点 23~24																													
8	医療区 分3	医療区分3の該当項 目数が1以上(スモン 除く)	医療区 分1	医療区分評価3・2い ずれの該当項目数も O	ADL 区分2	ADL得点 11~22										JC																			
9	医療区 分3	医療区分3の該当項 目数が1以上(スモン 除く)	医療区 分1	医療区分評価3・2い ずれの該当項目数も 0	ADL 区分1	ADL得点 0~10																													
10	医療区 分2	医療区分3の該当項 目数が0で医療区分 2の該当項目数が1	医療区 分3	医療区分3の該当項 目数が1以上	ADL 区分3	ADL得点 23~24																													
11	医療区 分2	医療区分3の該当項 目数が0で医療区分 2の該当項目数が1	医療区 分3	医療区分3の該当項 目数が1以上	ADL 区分2	ADL得点 11~22																													
12	医療区 分2	医療区分3の該当項 目数が0で医療区分 2の該当項目数が1	医療区 分3	医療区分3の該当項 目数が1以上	ADL 区分1	ADL得点 0~10																													
13	医療区 分2	医療区分3の該当項 目数が0で医療区分 2の該当項目数が1	医療区 分2	医療区分3の該当項目数が Oで医療区分2の該当項目 数が1以上	ADL 区分3	ADL得点 23~24																												\prod	
14	医療区 分2	医療区分3の該当項 目数が0で医療区分 2の該当項目数が1	医療区 分2	医療区分3の該当項目数が Oで医療区分2の該当項目 数が1以上	ADL 区分2	ADL得点 11~22																													
15	医療区 分2	医療区分3の該当項 目数が0で医療区分 2の該当項目数が1	医療区 分2	医療区分3の該当項目数が Oで医療区分2の該当項目 数が1以上	ADL 区分1	ADL得点 O~10																													
16	医療区 分2	医療区分3の該当項 目数が0で医療区分 2の該当項目数が1	医療区 分1	医療区分評価3・2い ずれの該当項目数も O	ADL 区分3	ADL得点 23~24																													
17	医療区 分2	医療区分3の該当項 目数が0で医療区分 2の該当項目数が1	医療区 分1	医療区分評価3・2い ずれの該当項目数も O	ADL 区分2	ADL得点 11~22																													
18	医療区 分2	医療区分3の該当項 目数が0で医療区分 2の該当項目数が1	医療区 分1	医療区分評価3・2い ずれの該当項目数も O	ADL 区分1	ADL得点 0~10																												\prod	
19	医療区 分1	医療区分評価3・2い ずれの該当項目数も O	医療区 分3	医療区分3の該当項 目数が1以上	ADL 区分3	ADL得点 23~24																													
20	医療区 分1	医療区分評価3・2い ずれの該当項目数も O	医療区 分3	医療区分3の該当項 目数が1以上	ADL 区分2	ADL得点 11~22																													
21	医療区 分1	医療区分評価3・2い ずれの該当項目数も O	医療区 分3	医療区分3の該当項 目数が1以上	ADL 区分1	ADL得点 0~10																													
22	医療区 分1	医療区分評価3・2いずれの該当項目数も 0	医療区 分2	医療区分3の該当項目数が Oで医療区分2の該当項目 数が1以上	ADL 区分3	ADL得点 23~24																													
23	医療区 分1	医療区分評価3・2いずれの該当項目数も 0	医療区 分2	医療区分3の該当項目数が Oで医療区分2の該当項目 数が1以上	ADL 区分2	ADL得点 11~22																													$\underline{\underline{\mathbf{J}}}$
24	医療区 分1	医療区分評価3・2いずれの該当項目数も 0	医療区 分2	医療区分3の該当項目数が 0で医療区分2の該当項目 数が1以上	ADL 区分1	ADL得点 O~10																													
25	医療区 分1	医療区分評価3・2いずれの該当項目数も 0	医療区 分1	医療区分評価3・2いずれの該当項目数も 0	ADL 区分3	ADL得点 23~24																													$\underline{\underline{\mathbf{I}}}$
26	医療区 分1	医療区分評価3・2いずれの該当項目数も 0	医療区 分1	医療区分評価3・2いずれの該当項目数も 0	ADL 区分2	ADL得点 11~22																													
27	医療区 分1	医療区分評価3・2い ずれの該当項目数も O	医療区 分1	医療区分評価3・2い ずれの該当項目数も 0	ADL 区分1	ADL得点 0~10																													\Box
28	医療区 分3	医療区分3(スモン) に該当			ADL 区分3	ADL得点 23~24																													
29	医療区 分3	医療区分3(スモン) に該当			ADL 区分2	ADL得点 11~22																													
30	医療区 分3	医療区分3(スモン)に該当			ADL 区分1	ADL得点 0~10][

※ 当該患者に係る疾患又は状態等、ADL区分評価については、該当する全てのものについて記入すること。

- 注1 ア 平成20年3月31日において現に障害者施設等入院基本料を算定する病棟に入院している患者のうち、重度の肢体不自由児(者)、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、難病患者等であって別表第五の二若しくは別表第五の三の患者
- イ「基本診療料の施設基準等」の別表第十二に掲げる神経難病等の患者であって、平成18年6月30日において現に特殊疾患療養病棟入院料1を算定する療養病棟に入院している患者(仮性球麻痺の患者 以外の患者に限る。)
- ウ 平成20年3月31日において現に特殊疾患入院医療管理料を算定する病室に入院している患者のうち、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、難病患者等 __エ 平成20年3月31日において現に特殊疾患療養病棟入院料1を算定する病棟に入院している患者のうち、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、難病患者等
- 注2 ア 平成20年3月31日において現に障害者施設等入院基本料を算定する病棟に入院している患者のうち、重度の肢体不自由児(者)、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、難
- 病患者等であって別表第五の二又は別表第五の三の患者以外の患者 イ「基本診療料の施設基準等」の別表第十二に掲げる神経難病等の患者であって、平成18年6月30日において現に特殊疾患療養病棟入院料2を算定する療養病棟に入院している患者(仮性球麻痺の患者
- ウ 平成20年3月31日において現に特殊疾患療養病棟入院料2を算定する病棟に入院している患者のうち、重度の肢体不自由児(者)等、重度の障害者(脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者及び難病患者等を除く。)(別表第五の二の患者は除く。)

褥瘡の状態の評価

以外の患者に限る。)(別表第五の二の患者は除く。)

|<u>|</u> 【留意事項】ADL区分3の状態の患者において、褥瘡対策加算を算定する日は、別紙様式46「褥瘡対策に関する評価」を用いて評価した当該日のDESIGN-R2020の合計点(深さの点 数は加えない)を必ず記入すること。なお、ADL区分3以外の状態の日又は褥瘡対策加算を算定しない日は記入しなくても良い。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	_#	#	#	#	#	#	#	#	#	#
DESIGN-Rの合計点(深さの点数は加えない)																														